

【第5回学術集会 大会長講演要旨】



受刑者の看護からみた被害・加害・社会

船山 健二 現・新潟県立看護大学

1 はじめに

本講演は、私が法務技官看護師として7年半にわたり、見て、触ってきた受刑者に関し、私の問題関心を述べたものである。加害・被害という2分法的な考えによらず、加害者の内に見られる被害者性に光をあてた。また、受刑者の看護を通じて学んだケアのありようについて私論を述べた。そして、これらの事象が起きている社会について焦点をあて論じた。とくに、プラトンの「国家」篇に現れている歪な社会のありようを否定し、これから社会についてエヴァ・フェダー・キティの思想を示した。最後に学術集会の開催地にちなみ、新潟の偉人である良寛の寛容思想について紹介した。

2 私の問題関心（問題の所在とその背景）

私が刑務所に勤務する以前の刑務所に対するイメージは、犯罪者を社会から隔離し、社会の治安を維持する治安を護る最後の砦というものであった。しかし勤務に就くと、刑務所は地域社会から排除された社会的弱者のシェルターと化しており、社会的弱者を護る最後の砦という認識に変化していた。ここでは社会的弱者として、現在課題となっている高齢受刑者を挙げた。

2016年1月の法務省公表データによれば、60歳以上の受刑者のうち、認知症傾向のある受刑者はおよそ14%を占め、全国の刑務所におよそ1,300人いるとの推計値が示された。認知症に限定せず高齢受刑者全体を捉えると、平成3年版の犯罪白書でその増加傾向が指摘され始め、同20年版の白書では、明確にその増加が指摘された。この犯罪白書を毎年追って見ていると、少年犯罪や他の年齢層、そして犯罪の全体数自体は減少しているにも関わらず、高齢者の犯罪は増加している。他の諸外国との比較において、この事象は、我が国の高齢社会による単純な事由による増加ではないといわれている。

次に、知的な障がいを抱えた受刑者の存在を示す。知的障がいイコール犯罪加害者ということではない。知的障がいの場合、むしろ犯罪の被害者になってしまうことが多い。

この点については現在、我が国でも研究や支援活動が行われており、関連学会等で報告がなされている。犯罪生物学の世界でも、過去には知的障がいと犯罪との直接的関連を唱えた説があった。しかし複数の調査でも結果に一貫性がなく、現在では知的障がいと犯罪について直接的な因果関係は確証されていない。有識者らの検討会ではむしろ必要な支援の乏しさなどが問題とされている。

刑務所等の矯正施設には、疑いを含め知的障がい者が22.9%存在している。世界的に知的障

がい者の人口割合は2%台という数字が一般的である。我が国の数値について「障害者白書」を確認してみると、日本の総人口に占める知的障がい者の割合は0.4%となっている。世界に比べて日本に知的障がい者が少ないということではなく、公的に認知されていないことを示している。ここでは、矯正施設にいる知的障がい者の数との著しい差に着目いただきたい。

社会内において、福祉サービスを受ける際、障がいの根拠となる障害者手帳が必須といつても過言ではない。しかし、矯正施設にいる知的障がい者は、福祉サービスへのアクセスに必要な療育手帳の所持者はわずか6%にとどまっているという調査結果が示されている。この数字は、社会で必要な支援を受けずに、また受けられずに過ごしてきたことを意味している。

では、高齢受刑者や知的障がいを抱えた彼・彼女らは、どのような罪を犯して刑務所に収容されているのだろうか。1位は窃盗であり、高齢受刑者の全体では55.9%が窃盗による服役となっている。女子高齢受刑者に限って見ると、88.4%が窃盗によるものである。次に多いのが詐欺である。詐欺というといわゆるオレオレ詐欺のような特殊詐欺を連想されるかもしれないが、刑法罪名でいうところの詐欺にオレオレ詐欺などの特殊詐欺は含まれていない。主な行為としては、無銭飲食や無賃乗車といったものである。高齢者での数字を示したが、知的障がい者の場合も同じ構成となっている。

ではなぜという犯行理由だが、困窮や生活苦によるものが1位である。具体例では、知的障がいのある方が親亡き後、地域社会での福祉の網から漏れ、空腹に耐えかねてお弁当を盗んだといった理由での服役もある。刑務所での処遇には、国民の税金が年額ベースで300万円強かかるといわれ、生活保護による地域での支援は年額170万円といわれている。逆説的な研究では、予防福祉という考え方で、生活保護支給率が高い地域では犯罪発生件数が少ないなどの研究もある。

近年「我がこと丸ごと」というキャッチフレーズで地域福祉の各種計画が進行しており、やはり地域のチカラが重要だと感じている。触法者支援の領域では、予防・入口支援・出口支援という言葉があり、予防は文字通り地域社会で犯罪を未然に防ぐ活動。入口支援は、事件発生から警察・検察・裁判・刑務所入所という、一連の刑務所に入るまでの刑事司法手続きにおける福祉的支援を意味し、出口支援は、刑務所出所の際に地域に帰る段階の支援と一般的にはいわれている。

しかし本来、地域から刑務所へ出て行ってしまう時点が地域から出てしまうのだから出口支援であって、刑務所から地域へ戻ってくる時点が地域への入口という意味で、入口支援という名称が適切なのであって、刑務所へ入れる=入口、刑務所から出てきてしまう=出口というのは、刑事司法の流れを前提とし、当事者や地域ベースの視点がなく、諸外国のそれらの制度と意味合いを異にしており、偏見や差別、社会的排除といった問題が含意されている。

社会復帰、更生保護という意味において、更生を一字で表現すると“甦る”と表される。非行少年や刑務所出所者の支援は、彼・彼女の甦りを支えることが重要である。私のような対人援助職である看護師は、再犯防止を一番の目標に掲げ向きあってはいない。あくまでも甦りの結果として、罪を犯さないことで犯罪被害者を生まず、被害者が減るという流れが私の立ち

位置である。

次いで、高齢者や障がいのある受刑者に対して、刑務所入所中から福祉的支援を行い、地域生活へつないだ場合の成績を示す。

平成26年度「都道府県地域生活定着支援センターの支援に関する矯正施設再入所追跡調査」報告書によれば、過去5年間の4,493名を見て、91.7%の方が福祉支援を受けることで再犯罪や刑務所への再入所なく地域に定着していることが示されている。

これらのことから、社会的排除といった事象について、私は怒りをもって臨みたいと思っている。誰に対する怒りかというのは、社会に対してである。怒りというとなにか誤解があるかもしれません。怒りはあくまでも相手の存在を認め、つながることを意図しているものである。そうでなければ、憎悪という相手を拒絶する感情語が日本語にはある故、あくまでも怒りである。看護学の知の視点から捉えると、Emancipatory knowing：解放知に該当する。解放知とは「社会、文化、政治の現状に気づき、批判的に熟考し、何故、どのようにしてその現状のようになつたのかを明確にする人間の能力のことであり、不平等や不正義を少なくしようとする行為を示すこと」をいう。

3 生きづらさ・加害者の内にみられる被害者性

知的な障がいを抱えている受刑者の多くは、中度から軽度といわれる知的障がい者である。一見、外からでは障がいがわかりにくい。今日では、いわゆる健常や定型発達と、障がいや非定型発達がスペクトラム概念で捉えられるようになった。しかし障がいの程度を問わず、障がい者そのものが社会文化的な意味において中途半端、ないし、まさに「どっちつかず(Betwixt and between)」であるとの指摘〔Murphy Scheer,Murphy&Mack：1988〕や、障がい者は、自分の障がいに応じた範囲で無理のないように行動をすると同時に、健常者と同程度にふるまうという「重複した役割」を期待される〔Wright:1983〕と言われている。このような中途半端な状態や「重複した役割」は、軽度障がい者において最も顕著になると田垣は述べている。また、少年院や刑務所の入所者は、高率で被虐待経験があることは以前から、国内外の複数の研究によって明らかとなっており、心的なトラウマを抱えている者も多い。

このような人々の居場所を考えてみると、昔は暴力団、性風俗、日雇い労働がセーフティーネットとして機能していた。しかし各種の法規制（いわゆる暴力団対策法、売春防止法、いわゆる労働者派遣法など）によって構造変化が生じた。

いったい法律は何を、そして誰を守るためのものなのか。派遣労働の問題など一部の大手企業はよいが、その下請け企業はと考えを巡らせると、誰かの幸せが誰かの不幸せや誰かへのシワ寄せによって成り立つ社会というものは、健全な社会と言えるのだろうか。福祉の機能は普通の暮らしの幸せであると思っているが、果たして機能しているのだろうか。

このような状況に置かれている対象に対して、必死に生き・生きてきた者に対する眼差しが重要である。加害者であっても、加害者の内にある被害者性に対し共感的理解を示したうえで、はじめて他者に対する共感性が育まれるのだと私は考えている。既存の支援計画や支援者の規

範による、支援枠組みにとらわれない視座が求められている。

4 ケアのありよう

近時の看護界をみると、看護必要度・重症度が始まった頃から、ケアというと何か積極的に行う doing 的なイメージがある。しかしケアとは本来 being 的なありようである。看護実践の場が刑務所のように、収容している－収容されているという明確な上下関係構造であっても、絶対に揺るがない。看護ケアが看護ケアであるといえるその根幹は、相手に対する“関心”である。逆説的に言えば、相手に対する関心なき行為は、一見その姿が看護ケアのように見えても、それは虚像であり、ケアにはなり得ない。こうした意味において、相手に対する関心とはまさに看護の基礎・基本と言える。

私にこの看護の基礎・基本を見つめ、問い合わせてくれたのは、まぎれもなく受刑者であった。また、ともに働いた刑務官であり准看護師の先輩方である。刑務所の医療を昔から、そして今も支えている。刑務官は、戒め護る：戒護権を有する者として、実力行使の場面以外では基本的に受刑者に触れる事はない。逆に看護は手で触れ、目でよく見る、そして護る。相違点と共に通点をうまく融合させ折り合いをつける、刑務所における日々の看護実践は、まさに、人間臭さとともに倫理性が問われる極みともいえる営みといえる。ある医療刑務所には「戒護と介護二刀流」といった端的な表現で掲げられていたと記憶している。刑務官としての戒め、護る戒護と、病人の介護の両立を表していた。

古典となるが、フロレンス・ナイチンゲールの1893年の「病人の看護と健康を守る看護」に示されている「三重の関心」では、その症例に対する理性的な関心、そして病人に対する心のこもった関心、もう1つは、病人の世話と治療についての技術的（実践的）な関心である」と述べ、病人、つまりその人間に対する関心が強調されている。また、ナイチンゲールは救貧覚え書も残しており、刑事政策的な事柄に触れられている。その内容は、今日でいうところの労役場留置や、本邦において1889年（明治22年）に廃止となった別房留置に近い処遇のあり方について、ナイチンゲールは批判的に意見を述べている。

また、近代の看護理論家マーガレット・ニューマンは、「寄り添い、それは相手を気遣って深く関心をそそぎ理解しようとするこを伝え 韻き合う意識である ナースの最高位の姿である」と述べ、マザーテレサは、関心の対極にある無関心について、「愛の反対は憎しみではなく無関心です。世界で一番恐ろしい病気は、孤独です。この世の最大の不幸は、貧しさや病いではありません。誰からも自分は、必要とされていないと感じることです。」と述べている。

関心というものは目視できず、測れるものではない。「星の王子様」という本の中で、サンテグ・ジュペリが、本当に大切なものは目に見えないと言っている。可視化できないが、ケアという意味において、関心というものは核であり、本当に大切なことであると私は捉えている。

5 社会について

プラトンの「国家」篇に登場する人物は、衣食住に関連した織物工、農夫、大工といったモ

ノを生産する人物しか現れていない。モノを生産できない子ども、高齢者、病人、障がい者は登場しない。また、このような人々をケアする人も登場しない。ケアを担う家族は、公的領域外という構造が窺える。近時では、2000年の介護保険制度や、いわゆる精神保健福祉法の保護者規定の廃止など、ケアの社会化、公的な扱いを見るものもある。しかし、実生活での体感は未だに、ケアの担い手は家族であることが多い。そもそも人間の特性はいうまでもなく“生理的早産”や“生老病死”という言葉で言い表される。“脆弱性”や“傷つきやすさ”がその特質である。

こうした意味において、プラトンの国家篇に見る社会、つまり、モノを生産できない子ども、高齢者、病人、障害者が登場しない社会には違和感を覚える。先ほど述べた、誰かの幸せが誰かの不幸せや誰かへのシワ寄せによって成り立つ社会というものは、健全な社会といえるのだろうか。という私の問い合わせに対して、エヴァ・フェダー・キティが解を教えてくれた。その著の中には、依存者について「依存状態を受け入れ、深い愛着が湧き出す源泉、人間の社会組織をつなぐ核」という表現がある。子どもだけでなく病気や障がいのある人、介護が必要な高齢者のニーズを満たす人がいなければ、どんな社会もまとまらない社会でいられない。

社会とは、そもそも最も過酷な経済的、地理的、風土的状況を生き抜く人々を守るものとする社会学や正議論の考え方方が紹介されている。労働というとすぐに、賃金といった経済的なものに結びつきやすい。しかし、重度の障がいをお持ちの方がオムツを交換してもらう際に、わずかにその腰を浮かすこのような動作も、この方にとっては労働ではないのかと私は感じている。

障がいのある・なし、高齢者、若者、子ども、女性・男性、みながともに暮らす共生社会という考えが我が国でも広まりをみせている。共生社会とは自立した個の共生ではなく、相互依存・相互作用しながら、共に生きる、生きていく、社会の構築が重要であると考える。

6 良寛さんの寛容思想

新潟の偉人に良寛さんという僧侶がいる。良寛さんが暮らしていた、人里離れた山奥の五合庵に、ある冬の寒い夜に泥棒が入った際の逸話がある。良寛さんは清貧の思想で生きていた方であり、蓄えや金目になりそうなもの、盗るものはなにもない状況であった。そんな時、良寛さんは、こんな人里離れたところに盗みに来なければならない盗人に思いを巡らせた。盗人を不憫に思い、自ら眠っていた煎餅布団を盗人が盗りやすいようにわざと寝返りを打ち、煎餅布団を持って行かせた。布団を持って行かれ眠ることができなくなつた良寛さんは、腹を立てるでもなく、ただ月を眺めながら「盗人に取り残されし窓の月」という句を詠んだ。

この句から、優しさや風流心とともに、何が起こっても平常心でいられる良寛さんならではの不思議な心に触れ、みなが共に生きる共生社会が時代のキーワードとなっている現代社会において、良寛さんが示している寛容というありようが切り開いてくれる世界に何ともいえない魅力を感じる。

寛容思想について誤った解釈をすると、寛容という文字から、被害者が加害者に対して寛容

になればいいといった、被害者に許しを強いるような誤解をする方が稀にいる。これは明らかに誤った解釈であり、被害者に更なる害を与え2次被害を及ぼすものである。思想の核心は、罪を犯さざるを得ない者に対して、その境遇に思いを寄せる、すなわち相手に关心を示し、食べることができない者に食べ物を与える。つまり施すということを前提とし、お寺の存在意義を民衆の心の拠り所としており、その宗教観からして、寛容の概念について解釈を誤ることはない。

7 まとめ

加害者に被害者性があるからといって、行為の責任や罪から免れることはできない。

しかし一方で、加害者の被害者性について、看護者が頭の片隅に置くことでアプローチの方法に違いが生じ、結果、彼・彼女らの改善更生に寄与でき得る。私はあくまで対人援助職である看護師であり、他者に裁きを下す者でも、刑を執行する者でもない。加害者であっても人を人として遇することで、人間として社会で生きることができるよう働きかける。このことによって、再び犯罪に及ばずくに済む。新たな被害や被害者が生まれない、平穏な社会に資することが重要である。

こうした意味において、加害者に携わる対人援助職は、再犯防止がファーストでなく、加害者個人に寄せる関心に基づく、ケアの提供が責務であることを肝に銘じる必要がある。自己の物の見方、対象者の捉え方について振り返り、その際は寛容の視点も取り入れることが、支援者として大切な視点である。これはいわゆる再犯防止推進法の時代に、自らの立ち位置を明確にすることで自らの役割を規定していくことを意味している。

文献

- ・ プラトン著、藤沢令夫訳：国家〈上〉〈下〉、岩波文庫。
- ・ エヴァ・フェダー・キティ著、岡野八代、牟田和恵監訳(1999/2010)：愛の労働あるいは依存とケアの正義論、白澤社。
- ・ エヴァ・フェダー・キティ著、岡野八代、牟田和恵編著(2011)：ケアの倫理からはじめる正義論—支えあう平等、白澤社。
- ・ 田垣正晋(2006)：障害・病いと「ふつう」のはざまで軽度障害者どっちつかずのジレンマを語る、明石書店。
- ・ Chinn PL,Kramer MK(2015) : Knowledge development in nursing,9th ed,St.Louis : ELSEVIER Mosby.